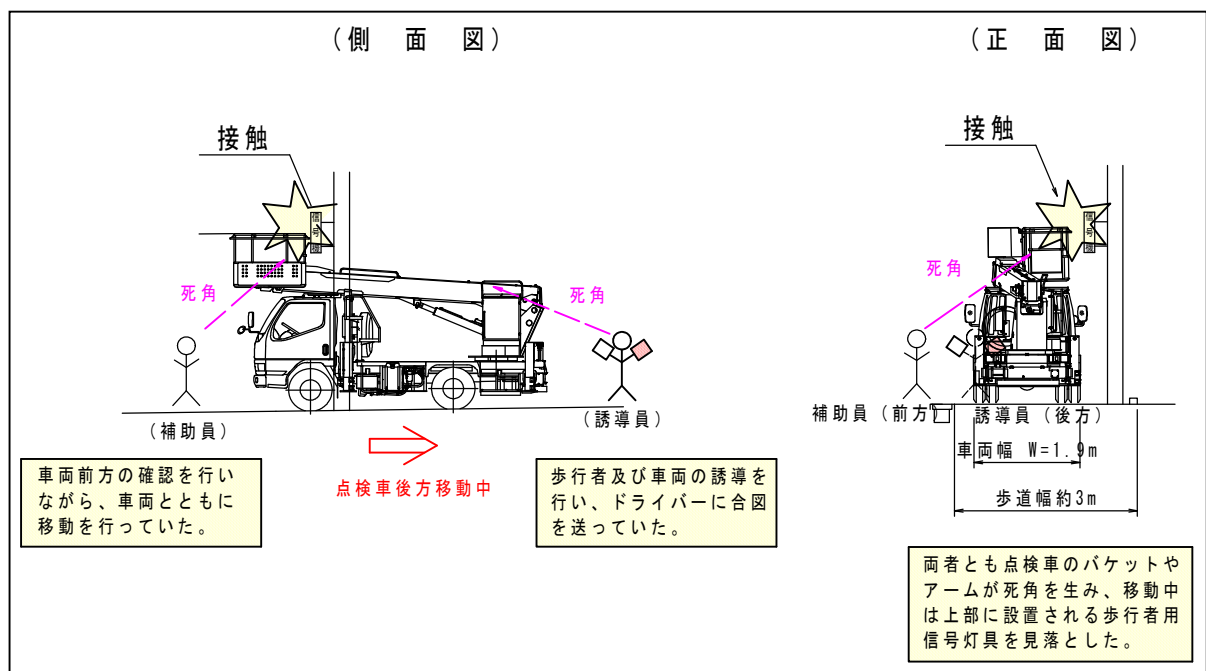


事故種類	一般事故	発生日時	平成26年 1月21日 午前11:30頃		
事故区分	物損公衆災害	年齢性別	-	職種	-
被災程度	歩行者横断用信号機灯具の破損				
事故概要	道路照明灯及び信号添加標識の点検を実施するため、高所作業車を所定の位置にセットしようとして後退させた際に、高所作業車のバケットが、歩行者用信号灯具に接触し破損した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KY活動及び事前確認による事故につながる要因の把握が十分でなかった。</li> <li>・ 交通誘導員及び補助員の配置は行われていたが、立ち位置が適切でなく、点検車のバケットなどにより、信号機灯具が死角となっていた。</li> <li>・ 過去の事件事例を踏まえた再発防止の教訓が活かされていなかった。</li> </ul>				
改善対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KY活動は、移動ルート上や作業範囲における事故の発生要因となり得る対象物を具体的に取り上げ、対応策について話し合い、実行する。</li> <li>・ 事前確認は、運転手(操縦者)、交通誘導員、補助員が必ず自らの目視により、周辺状況を確認するとともに、指差、呼称を行い、事故の発生要因の見落としを防ぐ。</li> <li>・ 補助員の配置は、支障物を目視できる位置とし、必要に応じて追加配置する。尚、補助員はドライバーの指示により行動する。</li> <li>・ 他者及び自らが事故発生の危険を感じた内容について情報を共有させることで、事故の発生を予防する。 → 「ヒヤリ・ハット」の取り組み</li> </ul>				

### 事故状況図(平面図は別紙に添付)



事故発生現場

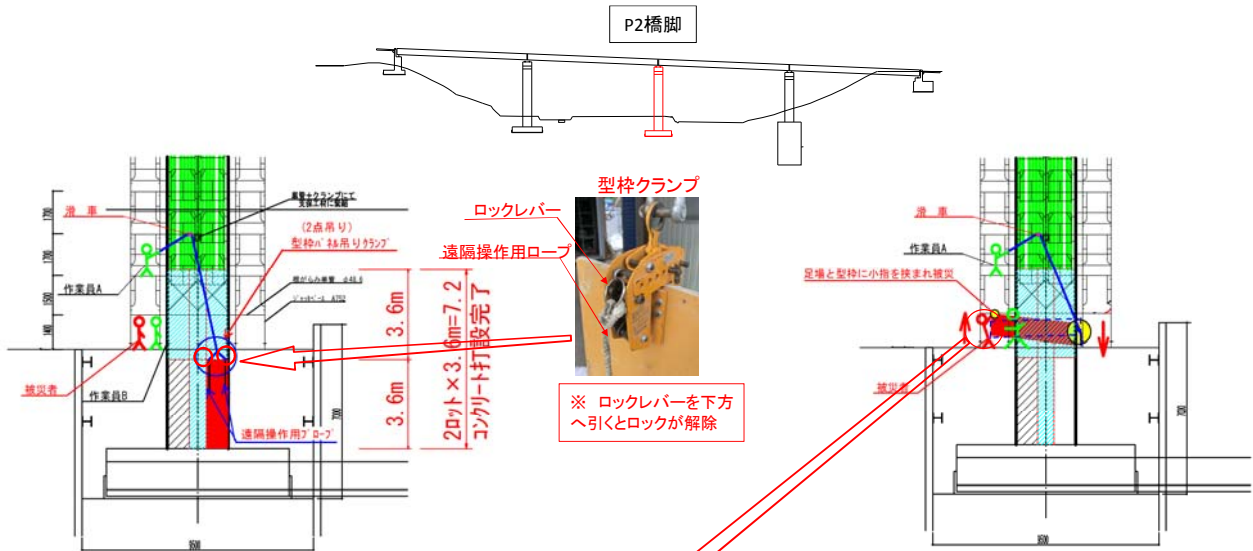


破損状況

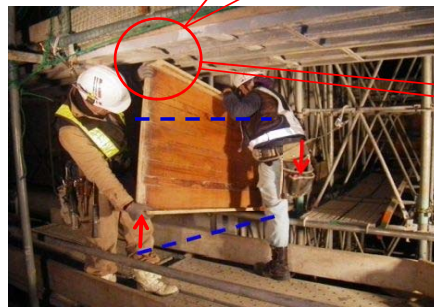


事故種類	労働災害	発生日時	平成26年1月31日 10時30分	事故当事者	一次下請け
事故区分	労働災害	年齢性別	43歳 男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	左手小指末節骨開放骨折				
事故概要	P2橋脚の脱枠作業(柱部1ロット目)において、型枠材を吊り上げるために2箇所で使用していたクランプのうち、下側のクランプのロック解除ロープが足場に引っ掛かってクランプが外れ、型枠材がバランスを崩して跳ね上がり、型枠材を足場の外に搬出しようとしていた被災者の左手小指が型枠材と上部足場の鋼製踏み板との間に挟んで被災した。				
事故原因等	・脱枠後の型枠材を吊り上げるために2箇所で使用していた型枠吊クランプのうち、下側のクランプのロック解除ロープが足場に引っ掛かってロックが解除されて型枠材が外れ、バランスを崩して跳ね上がった。				
改善策等	・型枠吊クランプのロック解除ロープを外す対策も考えられるが、更なる確実な安全対策として、型枠吊クランプに替えて吊り金具(シャックル)を使用することで型枠材の離脱を防止する。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・型枠吊クランプの使用において、ロック解除ロープが原因でクランプのロックが解除される恐れのある場合は、ロック解除ロープを外して使用する。				

## 事故状況図



パネル吊クランプ  
パネル吊クランプを使って  
型枠パネル吊上げ状況



型枠パネル跳ね上がり状況



左手小指被災状況

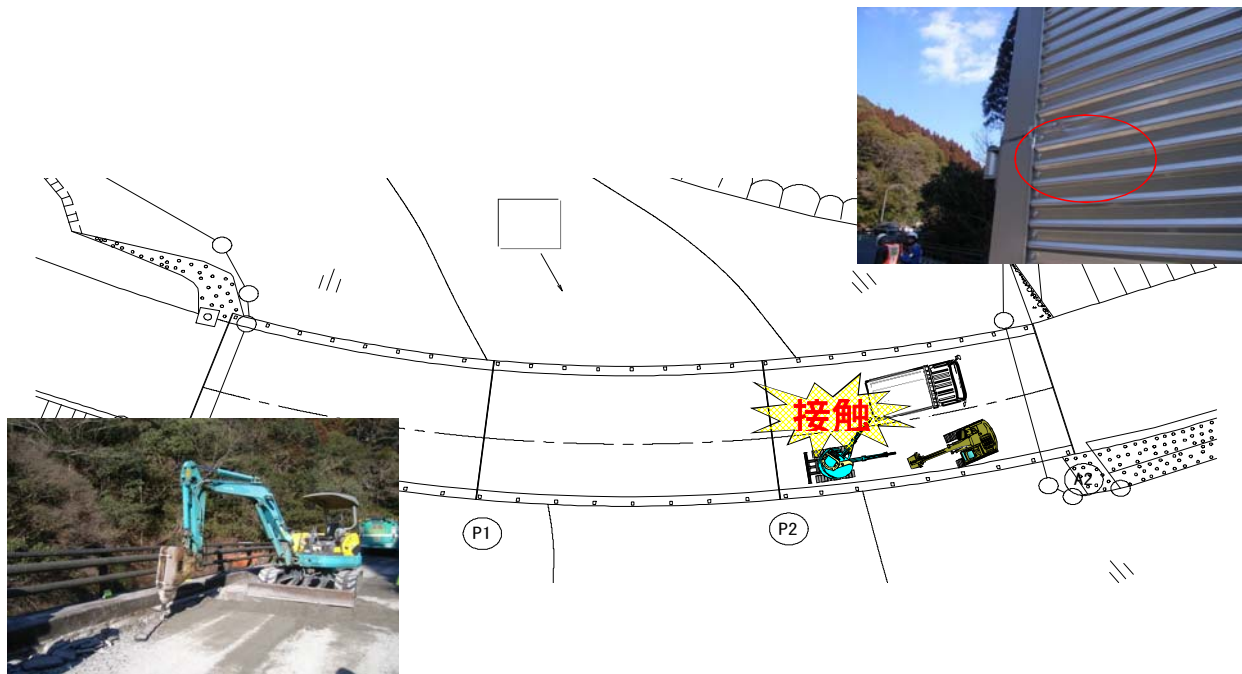
## 改善策

・当現場の改善策としては、型枠クランプに換えて、シャックルを使用することで吊荷の脱落を防止する。

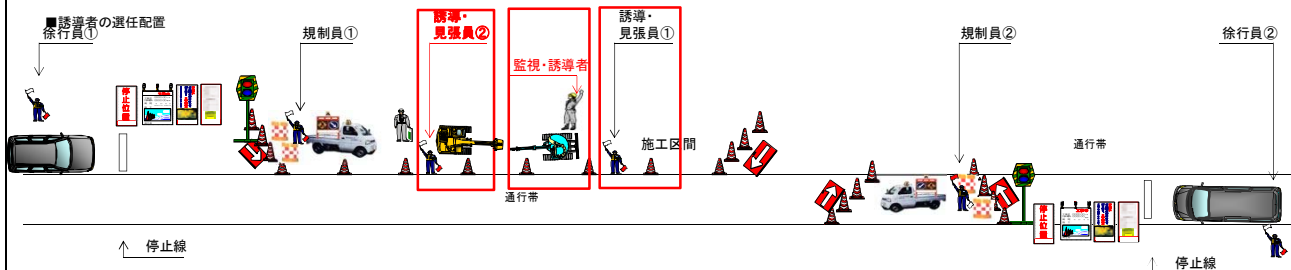


事故種類	一般事故	発生日時	平成26年1月21日 9時55分	事故当事者	一般
事故区分	公衆災害	年齢性別	歳男性 職種	運転手	
被災程度(全治)	一般車両(3t箱形トラック荷台にキズ)				
事故概要	交通規制内で既設舗装板の剥ぎ取り作業中で、ブレーカーによる取り壊し殻をバックホウで集積する為、ブレーカーを中央線側に移動した際、ブレーカーのアタッチメント部分が規制内からはみ出し、作業箇所横を通行していた一般車両(3t箱形トラック)の荷台に接触した。(負傷者なし)				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭所作業にもかかわらず車両等の接触を防止する誘導員を配置していない。</li> <li>・誘導員を配置していなかった為、重機接触の危険回避をオペレータそれぞれの判断で行った結果、ブレーカーのアタッチメントが車線にはみ出し、一般車両に接触した。</li> <li>・誘導員が施工計画書に記載されておらず、工法変更について施工計画書の変更を行っていない。また、監督員への報告も行っていない。</li> <li>・下請け業者が作成した作業手順書が元請けに提出されていなかった為、作業手順書に基づいた安全教育を行っていない。</li> </ul>				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導員を配置し、現場内の合図を定め、作業従事者全員へ周知する。</li> <li>・工法変更があった場合、施工計画書及び作業手順書の変更を行う。</li> <li>・施工計画書及び作業手順書の遵守について、安全教育等により指示・指導する。</li> <li>・災害防止協議会等により全下請けへの安全教育を実施する。</li> </ul>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任監督員を通じて事故事例を情報提供し、再発防止の指導徹底を行った。</li> <li>・現場代理人会議等で同様の事案がないか確認し、指導改善を行う。</li> </ul>				

## 事故状況図



## 改善策



### ■施工計画書の追記事項

#### A)路面切削

- ・舗装打換えの端部切断面を、アスファルトカッターにて切断する。
- ・切削機で既設コンクリート面の1cm程度まで切削する。
- ・切削機で切削できなかった部分を人力手はつり及びBH(ブレーカー)にて破砕する。
- ・使用機械の変更・追加があった場合は監督職員に報告し、内容の変更協議を行う。
- ・ブレーカーによる破砕が必要になった場合は中央線から50cm以上外側(路肩側)の範囲までとし、50cmより内側(中央線側)については人力手はつりとする。

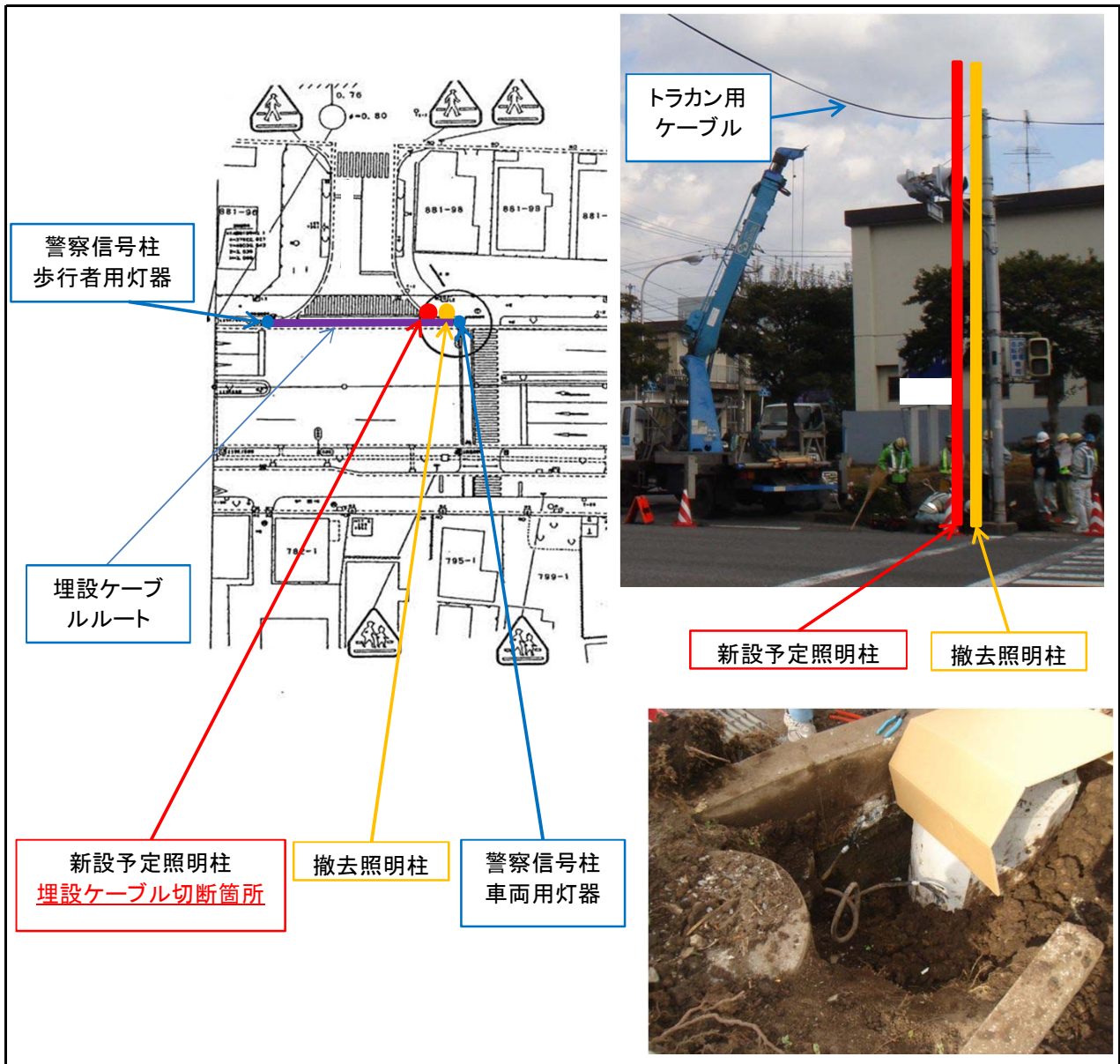
#### B)積込み

- ・切削廃材は、切削機より直接ダンプトラックに積み込み、切削機で積み切れなかった廃材はBHで積み込む。
- ・BHによる積込みは中央線から50cm以上外側(路肩側)の範囲までとし、50cmより内側(中央線側)については人力にて路肩側に集積を行いBHにて積込みを行う。

### ・規制内作業における注意事項

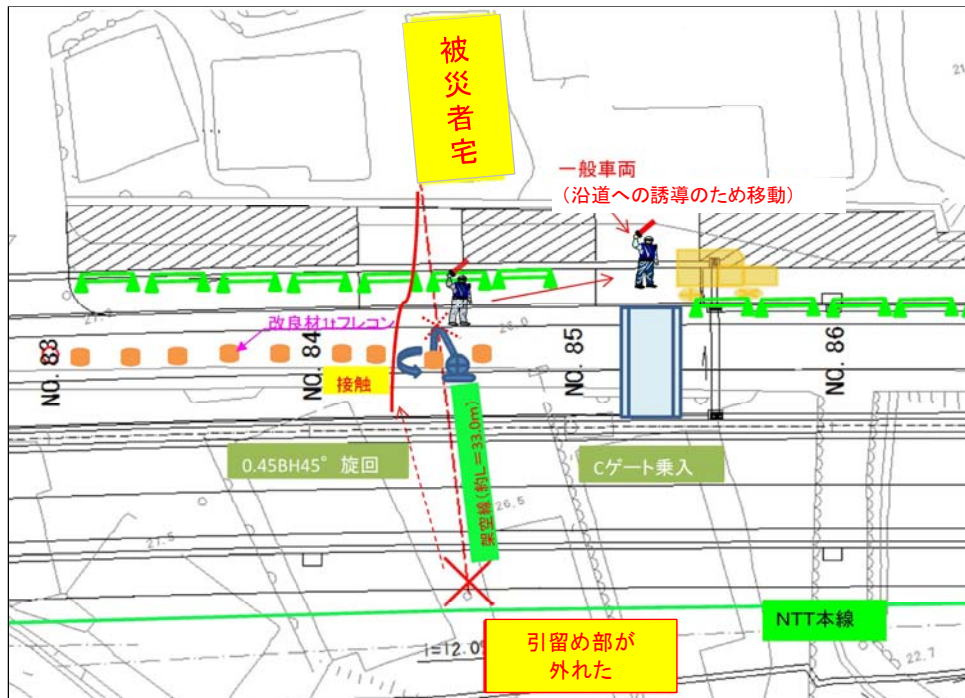
- ・規制内作業においては、通行帯へのはみ出しや車両・重機等との接触・挟まれに十分注意すること。
- ・規制内作業時には、通行帯に立ち入らない・はみ出さないこと。
- ・規制帯の中央線側で作業を行っている際に大型車が接近した場合には、一旦作業をやめ路肩側によるなど、身を守る行動をとること。
- ・規制帯に車両を進入させるまたは車両を出す場合には、誘導員の指示に従い、左右を十分確認した上で出入りすること。
- ・規制内作業において車両や重機等を移動する場合には、あらかじめ誘導者(合図者)を自社作業員等より選任しておき、その指示に従うこと。
- ・当現場における合図方法の周知

事故種類	一般事故	発生日時	平成26年1月20日 10時30分		
事故区分	公衆災害	年齢性別	—	職種	—
被災程度	警察信号機用ケーブルの切断				
事故概要	照明柱の立替に伴い、基礎を既設基礎の隣に設置するため、オーガにより基礎掘削中、警察の信号機の地下埋設ケーブル（歩行者灯器用）を切断した。				
事故原因等	地下埋設物件事前確認簿は作成していたが、警察分については該当無しと施工業者が判断して警察と協議を行っておらず、確認簿の作成をしていなかった。これは、トラカン用の架空ケーブルを信号用のケーブル（埋設）と勘違いしたためである。 なお、警察の信号用ケーブルについては占用の記載が無かった。				
改善案等	交通信号機が近接する施工箇所のリストアップ及び現地再調査を主任技術者、現場状況調査者、作業責任者の複数名で行い一覧表を作成後、公安委員会と協議のうえ、工事着手する。 近接箇所に埋設ケーブル・埋設配管がある場合又はあると想定される場合は手掘りにて工事着手する。				
類似工事（他工事）へ活用できる対策等	同上「改善案等」による。				

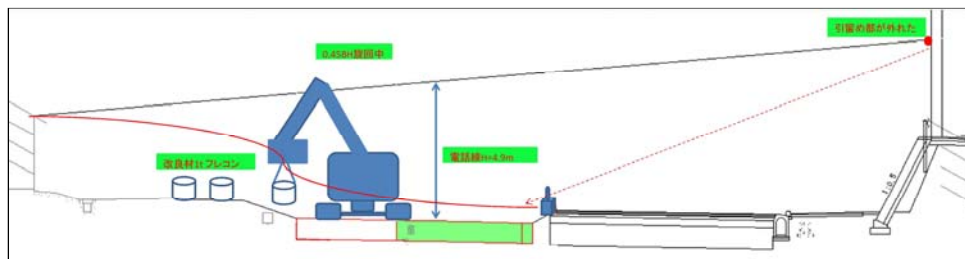


事故種類	一般事故	発生日時	平成26年1月11日 16時00分		
事故区分	公衆災害	年齢性別		職種	
被災程度	電話線の切断				
事故概要	地盤改良のため、石灰改良材(1tフレコン)の荷卸し・散布・混合・敷均し・締めめ作業をバックホウ(0.45クレーン仕様)にて実施していた。 車道部No.85~84区間の地盤改良の散布作業において、バックホウ(0.45クレーン仕様)にて石灰改良材(1tフレコン)を吊り上げ旋回した際、車道部No.84+10付近で架空している被災者宅の引込み電話線をNTT柱の留金具からはずれ切断した。				
事故原因等	地盤改良の着手前に「バックホウ(0.45クレーン仕様)による地盤改良における作業手順書」にて、作業手順周知会を、元請、作業員及びバックホウ運転手の全員で実施しており、事故発生日の作業でも、地盤改良の散布作業において、バックホウ(0.45クレーン仕様)にて石灰改良材(1tフレコン)を吊り上げ旋回した際、車道部の架空線への接触、切断が懸念されたため、元請から作業員へのTBM・作業安全指示書(KYK報告書)に架空線位置の確認を、危険のポイントとして挙げていた。しかし、のぼり旗、三角旗が設置されてなく注意喚起が十分に現場で講じられておらず、重機運転者も架空線の存在を忘れており誘導者も一般車の誘導のため違う箇所になっていた事が事故の原因である。				
改善策等	建設機械等のアーム、ダンプトラックのダンプアップ状態時は、架空線等の上空施設への接触・切断が懸念されるため、次の対策を講じる。 ① 作業手順書を関係作業員全員に、再度周知徹底させる。 ② 架空線のある箇所に、注意喚起の「のぼり旗」を設置する。 ③ 架空線に、注意喚起の「三角旗」を設置する。 ④ 常時、誘導者(作業指揮者)を配置し、監視及び注意喚起を行う。 なお、誘導者が所定位置を離れる(不在)場合は、作業を一時中断する。 ⑤ オペレーター(重機)・運転手(ダンプ)等の新規入場者には、施工範囲にある架空線等の位置及び事故防止教育の徹底を図る。 ⑥ 社内において、事故発生時における迅速な情報伝達の周知・徹底を図る。 以上の改善策の実施は、営業所長が確認し支店担当部局に報告する。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	同上「改善策等」による。				

平面図



断面図



状況写真

